

第8期伊勢原市立図書館電算システム更新事業に係るプロポーザル実施要領

1 事業目的

(1) 事業名称

第8期伊勢原市立図書館電算システム更新事業

(2) 趣旨

伊勢原市立図書館では、図書館業務を適切かつ円滑に実施するためにクラウド方式による図書館システムを導入している。令和7年10月に Windows10 のサポート終了が予定されていること、現行システムのハードウェアやソフトウェアの老朽化が進んでいることから、図書館サービスの安定的な提供等を図るため、公募型プロポーザル方式による図書館システムの更新事業を実施するものである。

(3) 事業内容

別紙「第8期伊勢原市立図書館システム更新事業 要求仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和7年10月1日～令和12年9月30日(5年間)

(5) 図書館システムの構築における提案上限額(長期継続契約)

60 カ月リース料合計(消費税含む)110,841,500 円

価格については、この上限を超えてはならないものとする。

(6) 事務局

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中76番地

伊勢原市立図書館 担当 秋山・若林

電話番号:0463-92-3500

メールアドレス:tosyokan@isehara-city.jp

2 プロポーザルに係る公開資料等

(1) 公開資料

ア 伊勢原市図書館システム更新事業にかかるプロポーザル実施要領(本資料)

イ 伊勢原市図書館システム更新事業 要求仕様書

ウ 伊勢原市図書館システム 業務機能要件書

エ 令和5年度版 伊勢原の図書館

※公開した資料は本プロポーザルにおいてのみ使用し、市の許可なく公表・転載及び引用等をしないこと。

3 スケジュール

No	手 続	日 程
1	募集要領等の公開	令和7年 3月21日(金)
2	質問の受付	令和7年 3月21日(金)から 3月30日(日)17時まで
3	質問に対する回答	令和7年 4月2日(水)
4	関係書類の受付締め切り	令和7年 4月10日(木)16時必着
5	プレゼンテーション・ヒアリング評価の実施	令和7年 4月17日(木)
6	結果通知及び公表	令和7年 4月下旬
7	契約締結予定時期	令和7年 5月

※日程については市の都合により変更する場合がある。提出された書類の内容について、追加資料の提出やヒアリング等を行う場合がある。

4 プロポーザルに係る質問受付および回答

プロポーザルに係る質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出書類 質問書(様式6)

(2) 提出期間 令和7年3月21日(金)から3月30日(日)17時まで

(3) 提出方法

様式を用い、電子メールによること。なお、送信確認として電話連絡すること。

伊勢原市立図書館 担当 秋山・若林

メールアドレス : tosyokan@isehara-city.jp

電子メールの件名を「【会社名】第8期伊勢原市立図書館電算システム更新事業(質問書)」とすること。

※審査内容に関係しない簡易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月2日(水)にメール送付する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ電子メールで回答するものとする。

5 プロポーザルへの参加

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、契約を締結する日までの間において、以下の条件を全て満たすことを前提とする。

ア 「第8期伊勢原市立図書館システム更新事業 要求仕様書」に基づく業務を行うことができること。

イ 令和2年度以降に人口10万人以上(令和7年3月31日現在)の地方自治体において、自社の公共図

書館電算システムの構築実績(3館以上)があること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。

エ 参加申込みの日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)

(イ)暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。)

(ウ)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(エ)暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(オ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ)上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

カ 参加登録申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領による競争入札の指名停止を受けていない者であること。

キ 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

ケ プライバシーマーク又はISMSの認証を取得していること。

コ 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 法人概要書(様式2)

ウ 役員名簿(様式3)

エ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

オ 法人の概要がわかるパンフレット(任意様式)

カ 見積書(様式4)

キ 積算内訳書(任意様式)

ク 企画提案書(様式5)

ケ 業務機能要件一覧表(別紙3)

(3) 提出期限

令和7年4月10日(木)16時必着

※最終日を除き、受付は平日の9時から17時

(4) 提出場所

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中76番地 伊勢原市立図書館

(5) 提出方法

事前に図書館へ連絡のうえ、持参し提出すること。

(6) 辞退及び失格について

ア 辞退

参加表明後に本企画提案の参加を辞退する場合には、持参、郵送、宅配便または電子メールにより速やかに「参加辞退届」を提出すること(書式は任意。電子メールの場合は本文に加え PDF ファイルで参加辞退届を添付して送信、送信確認として電話連絡すること)。なお、持参の場合は図書館休館日に注意すること。

イ 失格

以下に該当したものは失格とする。

- ・提出すべき書類について、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合

6 提案書に求める内容、提出期間・方法等

参加表明書提出者は、次のとおり提案書を作成し提出すること。

(1) 提案書に求める内容、作成方法

提案書は、別紙「伊勢原市図書館システム更新事業 要求仕様書」を踏まえ、次の項目を含めて作成すること。

No	提案項目	提案に求める内容	作成方法
1	業務実績について	提案する図書館システムの受託実績	図書館システムの構築実績を記載
			現時点における図書館システム開発・サポート事業をどのくらい継続しているか記載
2	コンセプトについて	本業務に対する理解度	次期図書館システムの基本方針の実現について提案（仕様書のⅡ伊勢原市図書館調達物品に備えるべき技術的要件の2. システム更新の基本方針などを踏まえて）
3	図書館システムの機能要件について	図書館業務の処理に係る要件	機能要件表図書館業務の処理に係る要件についての詳細を提案
4	システムの非機能要件について	セキュリティ要件	情報セキュリティに関する認証等の取得状況を記載 「セキュリティ要件」を維持するための方法についての詳細を提案
		テスト要件	テスト要件についての記載
		移行等要件	移行等要件についての詳細を提案
5	運用について	運用負荷の軽減	運用負荷の軽減を図るための対策についての提案
		操作性について	システムの操作性について記載
6	教育研修について	職員への教育・研修の内容	本格稼働前、本格稼働後における職員への教育・研修についての実施方法を提案
7	プロジェクト体制について	導入のプロジェクト体制	システム導入のプロジェクト体制を記載
8	スケジュールについて	スケジュールと投入人員	導入体制及び導入作業・導入スケジュール・データ移行方法について、時期及び投入人員数を明記（設計・開発、テスト、受入支援、導入、教育・研修、ハードウェアへのインストール、ネットワークの開通テスト）
9	保守について	ソフトウェア保守の内容	ソフトウェア保守についての詳細を提案
		保守の体制	保守の体制を記載
10	将来の拡張性について		仕様書に記載されている機能等以外の追加提案

(2) 提案書

- ア 提案書には表紙(様式5)をつけること。本文の様式は任意とする。
- イ 提案書は簡易製本したものを作成し、紙媒体で8部(正本1部、副本7部)、電子媒体(CD-R か DVD-R)1部を提出すること。
- ウ 提案書本文は、原則A4縦長、片面刷り横書きで作成し、各ページにページ番号を付記すること。
なお、上記の様式に合わせることが困難な場合はこの限りでない。
- エ 紙数は25枚までとする。A3サイズについては2頁としてカウントする。なお、表紙及び目次は枚数に含めないこと。必要に応じインデックスを付けること。
- オ 文字のポイントは、原則として12ポイント以上とすること。
- カ 提案書に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。
- キ 情報管理部門以外の職員が説明を要せずに読んで理解できるよう心がけ、略語や専門用語については、脚注を付記すること。
- ク 電子媒体のファイル形式は、Adobe 社のテキスト検索可能な PDF とすること。
- ケ 見積書内訳のファイル形式については、Excel 形式のファイルも併せて提出すること。
- コ 提案書本文に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項とみなす。なお、実施義務事項としてではなく参考として記載する場合には、【参考】と明示すること。

(3) 業務機能要件一覧表

業務機能要件一覧表については、下表の項目を記入した上で、紙媒体で8部、電子媒体で 1 部(CD-R あるいは DVD-R)提出すること。

列名	記入要領
対応区分	以下のいずれかの記号を記入すること。 「○」…パッケージの標準機能(開発を伴わない標準オプションのアドオン等を含む)により要件を実現できる。 「△」…機能を有していないが、提案額内で、カスタマイズや別ツール、運用回避により要件を実現できる。 「×」…要件を実現できない、または有償オプションで実現できる。
備考	特記事項がある場合は記入すること。対応区分で「△」を記入した場合は、代替案やカスタマイズの有無を記載すること。

※ 留意事項

- ア 説明欄の文字のポイントは、原則として 10 ポイント以上とすること。
- イ 業務機能要件書に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法(平成 4 年法律第 51 号)によること。

ウ 情報管理部門以外の職員が説明を要せずに読んで理解できるよう心がけ、略語や専門用語については脚注を付記すること。

エ 業務機能要件書のファイル形式は、Adobe 社のテキスト検索可能な PDF および Excel 形式とすること。

(4) 提出期限

令和7年4月10日(水)16時必着

※最終日を除き、受付は平日の午前9時から午後5時まで

(5) 提出場所

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中76番地 伊勢原市立図書館

(6) 提出方法

事前に図書館へ連絡のうえ、持参し提出すること。

7 選考方法等

選考にあたっては、「第8期伊勢原市立図書館電算システム更新事業に係るプロポーザルに係る審査委員会要領」に基づき設置する伊勢原市図書館システム審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、別紙「第8期伊勢原市立図書館電算システム更新事業に係るプロポーザル審査基準」に基づき、プロポーザルで総合的に評価する。

(1) 審査方法

ア 実施内容

書類審査及び提案システムについてのプレゼンテーション・ヒアリング

イ プレゼンテーション実施日

令和7年4月17日(木)

ウ 場所

伊勢原市立図書館

エ 説明時間

40分以内(説明25分、質疑応答15分)

オ 説明者

審査対象者側の出席者は3人以内とする。

(2) 会場設備

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターは市が用意するが、それ以外の設備(インターネット環境を含む)は提案者が用意すること。なお、市が用意する機器を使用する場合は、動作確認について市と事前に協議を行うこと。

(3) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査の結果、「受注候補者」及び「次点候補者」に特定された者に対し、その旨を通知書により通知する。
- イ 審査の結果、「受注候補者」及び「次点候補者」に特定されなかった企画提案者の提出者に対しては、特定しなかった旨と、その理由を通知する。
- ウ 審査結果については、次の内容を当市ホームページ上で公表する。

(ア)受注候補者名

(イ)評価結果

※受注候補者以外は、提案者が特定できない方法で公表する。また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者について公表する。

(4) 審査基準及び配点

別紙「第8期伊勢原市立図書館電算システム更新事業に係るプロポーザル審査基準及び配点表」に基づき実施する。

(5) 優先交渉権者の決定方法

評価点合計が最も高い者を優先交渉権者、第2位の者を次点者とする。なお、参加事業者が1者である場合は、総合点が60%以上であれば、候補者として選定する。

(6) 留意事項

審査及び評価内容に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 その他

- (1) プロポーザルの参加に必要な経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 本業務の契約締結前に、緊急やむを得ない理由により事業を実施する事ができない場合には、プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。なお、その場合、プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。
- (4) 伊勢原市情報公開条例(平成15年伊勢原市条例第21号)の規定に基づき、提出書類の情報公開 請求等があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、参加者は、提出書類について市が本プロポーザルを行う上で必要な範囲内において使用することを承諾するものとする。

9 様式一覧

様式番号	様式名
様式1	参加表明書
様式2	法人概要書
様式3	役員名簿
様式4	見積書
様式5	企画提案書
様式6	質問書